

道の駅「あいお」移転整備事業基本設計業務
委託仕様書

山口市

目 次

1. 業務概要
 - 1-1 委託概要
 - 1-2 委託料の額
 - 1-3 計画概要

2. 一般共通事項
 - 2-1 適用範囲
 - 2-2 業務の実施条件
 - 2-3 工程表等の提出
 - 2-4 部外折衝等
 - 2-5 打合せ及び議事録
 - 2-6 市が参加を求める会議及び説明会等への参加
 - 2-7 審査
 - 2-8 軽微な変更
 - 2-9 適用基準等
 - 2-10 貸与基準等
 - 2-11 使用言語等
 - 2-12 特許に係るもの
 - 2-13 特定の製品名等
 - 2-14 特殊な工法等
 - 2-15 提出期限

3. 設計条件
 - 3-1 都市計画条件等
 - 3-2 施設概要
 - 3-3 その他の条件

4. 設計業務
 - 4-1 業務内容
 - 4-2 業務仕様
 - 4-3 成果品

1. 業務概要

1-1 委託概要

この委託業務は、設計条件に基づき山口市が実施する道の駅「あいお」移転整備事業の基本設計を行い、必要な設計図書を作成するものである。

1-2 委託料の額

委託料の額は、平成31年国土交通省告示第98号に準じて、市独自に算定したものとす。

1-3 計画概要

- (1) 名称 道の駅「あいお」移転整備事業基本設計業務
- (2) 建設場所 山口市 秋穂東 地内
- (3) 敷地面積 約12,000㎡
- (4) 想定延床面積 約1,300㎡に防災機能等含む約1,700㎡

2. 一般共通事項

2-1 適用範囲

この仕様書は道の駅「あいお」移転整備事業基本設計に適用する。
また、この仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上、決定する。

2-2 業務の実施条件

- (1) 業務は、一般業務と追加業務とし、一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号別添一の基本設計の項に掲げるものを基本とすること。(総合・構造・設備)
- (2) 業務は、発注者が提示した総工事費を勘案しつつ、設計条件に基づいて実施すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、発注者と十分な連絡を保ち、基本方針等については発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては、関係法令及び適用基準を遵守すること。
- (5) 設計業務において協力事務所を使用する場合は、発注者と協議し承諾を受けること。
- (6) 設備関係の計画業務には、設備に関連する(電気、機械、下水処理ほか)の現地調査を含むものとする。
- (7) 関係団体等における協議に伴って、計画内容を変更する必要がある場合及び発注者が提示した総工事費と受託者が立案した計画施設から算出した総工事費との間に相違がある場合は、計画内容変更に伴う設計図書等の修正を行うものとする。
- (8) 業務に関して疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議すること。
- (9) 業務の実施に当たっては、道の駅「あいお」移転整備基本計画を踏まえながらも、魅力的な施設となるよう受注者の自由で大胆な発想を求めるものとする。

2-3 工程表等の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受ける。
 - ①工程表
 - ②担当技術者一覧表
 - ③協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者一覧表
 - ④その他発注者が必要に応じて指定する書類
- (2) 受託者は、(1)に定める書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに文書で報告し発注者の承諾を受けなければならない。ただし、(1)の②については、原則としてプロポーザル時における記載内容を変更することができない。

2-4 部外折衝等

- (1) 各業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分に把握し、発注者に文書で報告すること。
- (2) 設計作業の実施に当たって部外折衝を要する場合は、速やかに発注者に文書で報告し、その指示に従うこと。

2-5 打合せ及び議事録

受託者は、発注者、関係官庁との打合せを行った場合には、速やかに議事録を作成し、その都度発注者に文書で報告すること。用紙はA4判とし、コピー1部を提出し、最終時にまとめて1部製本して提出すること。

2-6 市が参加を求める会議及び説明会等への出席

受託者は、市が参加を求める会議及び住民向けの説明会等に参加するとともに、速やかに議事録を作成し、その都度発注者に文書で報告すること。

用紙はA4判とし、コピー1部を提出し、最終時にまとめて1部製本して提出すること。

2-7 審査

- (1) 業務が終了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の審査を受けること。
- (2) 業務終了期限前であっても、発注者が成果品の一部の提出期限を指定した場合は、受託者は、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、発注者の審査を受けること。

2-8 軽微な変更

設計条件、設計図書に関する軽微な変更については、受託者は発注者の指示により作業を進めること。この場合、設計業務受託契約書の規定に係わらず「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

2-9 適用基準等

設計図書の作成に当たっては、以下の仕様によるものとする。

(建築)

建築工事設計図書作成基準	(最新版)
建築工事共通仕様書	(最新版)
建築工事標準詳細図	(最新版)
鉄骨設計標準図	(最新版)
建築設計基準	(最新版)
構内舗装・排水設計基準	(最新版)
建築構造設計基準	(最新版)

(建築積算)

建築数量積算基準	(建築積算研究会)
国土交通省公共建築工事積算基準	(最新版)

(設備)

建築設備設計基準	(最新版)
電気設備工事共通仕様書	(最新版)
電気設備工事標準図	(最新版)

機械設備工事共通仕様書 (最新版)
機械設備工事標準図 (最新版)

(設備積算)
国土交通省公共建築工事積算基準 (最新版)

2-10 貸与基準等

発注者は、受託者に次のものを貸与する。
なお、受託者は、貸与された資料は、紛失破損しないように取り扱うこと。
また、業務が終了したときは、速やかに発注者に返却すること。
①地質調査報告書
②その他必要な書類

2-11 使用言語等

本委託業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、単位はメートル、通貨は日本円とする。

2-12 特許に係るもの

材料、工法等で特許に係るものを採用しようとするときは、発注者と協議し指示を受けること。

2-13 特定の製品名等

設計図には、特定の製品名、製造所等を記載したり、特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。

2-14 特殊な工法等

適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとするときは、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けなければならない。

2-15 提出期限

最終提出期限は令和6年3月31日までとする。

3. 設計条件

以下の設計条件は、設計に当たっての基本的な前提条件を示したものであり、業務の実施に当たっては発注者と打合せの上、設計条件を決定するものとする。

3-1 都市計画条件等

- (1) 用途地域 都市計画区域内 無指定 建ぺい率 70% 容積率 200%
- (2) その他の地域 建築基準法第22条の指定区域
- (3) 公共下水 無
- (4) 上水道 有

3-2 施設概要

道の駅「あいお」移転整備基本計画に基づき、施設目標の達成に向けて、以下の機能、施設、設備等を想定している。

(1) 防災拠点としての機能

- ・大地震を想定した耐震性の確保
- ・非常電源施設等のライフラインの確保
- ・一時避難場所や災害時の近隣地域の支援活動等のスペースとして利用可能な駐車

- 場、多目的広場、多目的スペース
 - ・災害時の食料・飲料水、毛布、燃料等を備蓄する倉庫
 - ・災害時にも利用できるコインシャワー室
 - ・災害時の非常用電源としても使用可能な設備
 - ・開発に伴う必要な雨水排水対策
- (2) 地域産業振興・交流拠点としての機能
 - ・バリアフリー対応により、誰もが快適に買い物が楽しめる環境づくり
 - ・秋穂地域の農林水産業の振興に向けて、漁協や農業団体等との連携強化を図り、新鮮で豊富な農林水産物の加工直売や飲食店、漁業体験等、地域資源を活用したかたちで市内外から新たな人の流れを呼び込む交流機能
 - ・安定した利益や雇用の確保につながるよう地場産業や観光産業との相乗効果を創出する仕組みづくり
 - ・子どもの遊び場などのイベントスペース
- (3) 情報発信拠点としての機能
 - ・道路情報や災害情報、地域の魅力や観光施設、地域資源についての情報発信機能
 - ・体験・交流を図る観光ツアーデスクや、移住定住促進に向けた情報提供等の情報発信スペース
- (4) 休憩機能
 - ・24時間利用できる駐車場施設、トイレ及び授乳室等
 - ・駅舎近くの身障者用駐車場スペース
 - ・バリアフリーに対応した動線機能
 - ・EV車充電スタンド
- (5) その他
 - ・従業員用の事務室、倉庫、給湯室、トイレ、休憩室、並びに観光バス乗務員用の休憩室
 - ・近隣住民の方の生活環境に影響が生じないようにするための騒音、遮光、雨水排水等の対策

3-3 その他の条件

総工事費は約20億円（造成工事を含む）を想定している。また、建設予定地への県道宇部防府線からの出入口及び市道大海峠横田線から市道中条線へと抜ける道路の整備については、敷地内の道路の動線計画図（資料1）によるものとする。

4. 設計業務

4-1 業務内容

(1) 一般業務

平成31年国土交通省告示第98号別添の実施設計の項に掲げるものを基本とする。
（総合+構造+設備）

(2) 追加業務

- ア. 透視図の作成(4面)A2判
- イ. 模型
- ウ. 3-2 施設概要に提示している機能等の詳細検討
- エ. 施設規模(面積等)の検討
- オ. 施設目標設定の支援
- カ. 地域脱炭素の取組検討
- キ. デジタル技術の活用検討
- ク. 工事工程計画の作成
- ケ. 市民説明等に必要資料の作成業務
- コ. ヒアリング・説明会・ワークショップ等への出席及び資料作成

サ. 敷地内の道路の動線計画

4-2 業務仕様

- (1) 受託者は、次の時期に、発注者と打合せを行うこと。その際、必要に応じてスケッチ、資料等を作成すること。
 - ア. 契約直後
 - イ. 基本図確定前
 - ウ. 概算見積書作成前
 - エ. その他打合せを必要とするとき
- (2) 設計の進捗に伴い、施設計画に変更が生じた場合には、発注者と協議を行い、その承諾を受けること。また、その内容を文書で報告し、当該報告に係る修正作業等は、本設計業務に含まれるものとする。
- (3) 原図用紙
設計図書等の用紙は、受託者のものを使用する。

4-3 成果品

以下に示すものは、設計図書作成業務に関する基本的な成果品を示したものであり、実施に当たっては発注者と打合せの上、決定する。

提出については、下記のものと一緒に電子データ(2部)も提出すること。

なお、設計図は、原則としてA2判で作成するものとする。

- (1) 基本設計図書
 - ア. 原図(ケースに入れて提出する。以下同じ。)及びコピー(1部はA4判に織り込み製本。のり入れ製本3部。以下同じ。)
 - イ. 概算見積書
- (2) 透視図
 - 外観図 A2判×2面
 - 内観図 A2判×2面外観図のうち1面については、A2判としアルミ製額縁入りとする。
- (3) 模型
 - 縮尺: 1/200以上
 - 製作範囲: 計画敷地全域及び隣接地の一部
 - 主材料: スチレンボード、アクリル樹脂、塩ビ樹脂
 - 着色方法: 塗装又は印刷仕上
 - その他: 外観の仕上げ、模型台及びアクリルケース入りとする。